

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正について

令和7年12月26日
内閣官房日本成長戦略本部事務局
公正取引委員会

内閣官房と公正取引委員会では、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針として、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「労務費転嫁指針」といいます。）を策定・公表しています。

今般、労務費転嫁指針の策定後に公正取引委員会で実施した調査結果等を踏まえて「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」等を追加するとともに、令和8年1月1日に施行される「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（同法の施行により「下請代金支払遅延等防止法」は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法 通称：取適法）に改められます。）を踏まえて記載内容の見直しを行い、併せて、その他所要の修正を行うこととし、別添1のとおり労務費転嫁指針を改正¹することとしました（概要版は別添2、改正後の労務費転嫁指針は別添3参照）ので公表します。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話 03-3581-3373（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/index.html>

¹ 取適法の施行に合わせて、令和8年1月1日付けて改正。